

2020年4月9日
山陽バス株式会社

緊急事態宣言に伴う乗車券の取扱いについて

兵庫県を含む一部地域を対象に政府より緊急事態宣言が発出されました。

これに伴い、乗車券の払い戻しにつきましては、特例的に以下のとおりとさせていただきます。

○対象となる乗車券

緊急事態宣言の発出による外出自粛を事由とし、お申し出があった場合の以下乗車券
通学定期乗車券、通勤定期乗車券

○特例的な取扱いについて

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、2020年4月7日以降の最終利用日にお申し出頂いたものとして払い戻し額を算出します。

以下のいずれかに該当する場合は、特例的な取扱いの対象外となります。

※当該乗車券を**2020年4月9日以降に購入**した場合。

※乗車券の**有効期間に緊急事態宣言の効力発生日**（2020年4月7日から緊急事態解除となった当日まで）**を含まない**場合。

○特例的な取扱いの期間

2020年4月10日（金）～緊急事態措置終了日の翌月末日まで

なお、払い戻しに際しては、弊社運送約款による計算とさせていただきます。

所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻しとなりますので、あらかじめご了承ください。

「新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期乗車券の取り扱いについて」もご覧ください。

以 上